

第1編

第2次うるま市総合計画の 基本構想

- 第1章 まちづくりの基本理念と将来像
- 第2章 まちづくりの基本目標
- 第3章 うるま市の概要
- 第4章 うるま市の概況
- 第5章 主要指標の見通し
- 第6章 将来土地利用の方針

計画の背景と意義

地域主権改革の流れを受け、2011(平成23)年8月、「地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)」が施行され、総合計画における基本構想の法的策定義務がなくなりました。

計画の策定及び議会の議決を経るかどは、各市町村の判断に委ねられることになりましたが、総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、まちづくりの長期的な展望を市民と共有するために必要な計画であることから、うるま市においては、これまで同様、法的策定義務の有無にかかわらず策定することとしました。

本市は、4市町合併からこれまで沖縄県の中部圏域をリードするまちとして発展を続けてきました。2017(平成29)年には「第2次うるま市総合計画」を策定し、本市の限りある資源、人材、公共施設等の効果的な活用を進め、若い世代からお年寄り、そして将来を担う子どもたちが、本市で安心して仕事をしながら生活できる未来に向けて、全力でまちづくりを進めているところです。

「第2次うるま市総合計画・前期基本計画」が2021(令和3)年度までを計画期間とすることから、2022(令和4)年度からは、2026(令和8)年度までの5年間を計画期間とする「第2次うるま市総合計画・後期基本計画」に基づき、市政を運営していきます。

また、市民とともに作る総合計画とするため、行政としての説明責任を果たし、透明性の向上を図ることはますます重要になってきています。同時に、多様化する市民ニーズに柔軟に対応できるよう、行政資源を最大限効果的かつ効率的に活用する行政運営も求められています。

そこで本市では、「行政が何をどれだけ行うか」ではなく、「計画に掲げるまちの姿にどのくらい近づいたのか」、「それぞれの事業がどのように貢献したのか」などを評価し、その結果を次の事業の企画や実施等に反映していく仕組みである『行政評価』によって、引き続き総合計画の進行管理を行います。

総合計画の計画期間について

基本構想

基本構想は、本市のまちづくりの基本理念・将来像・基本方針を定めた10年間の指針です。

【計画期間】 2017(平成29)～2026(令和8)年度

基本計画

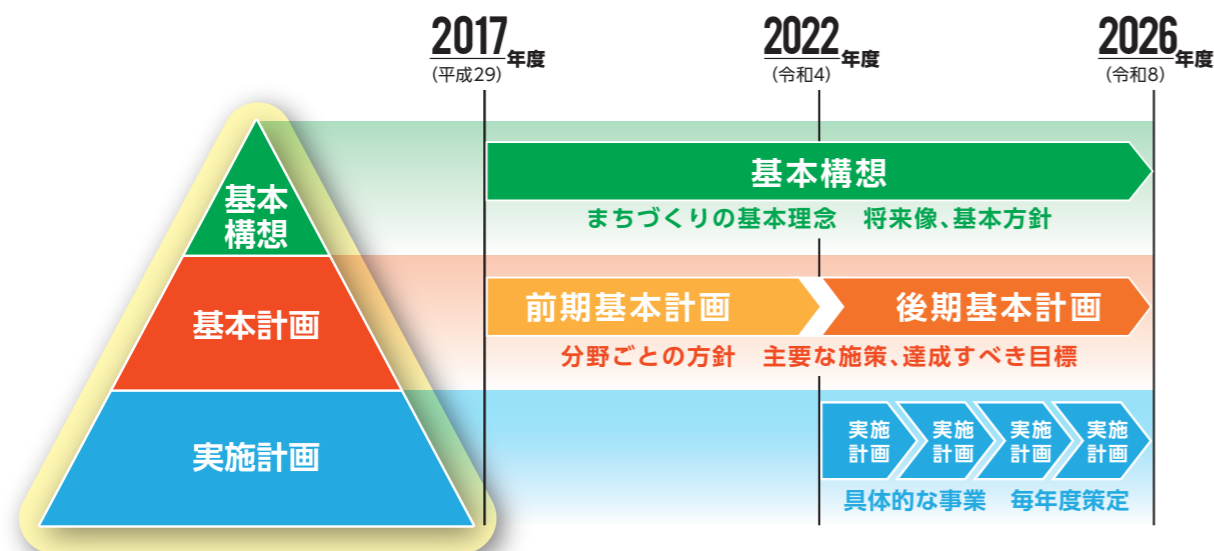
基本計画は、基本構想を実現するための分野ごとの方針や主要な施策、達成すべき目標を定めた計画です。

【計画期間】 前期:2017(平成29)～2021(令和3)年度

後期:2022(令和4)～2026(令和8)年度

実施計画

実施計画は、基本計画で定めた施策について、行財政などに配慮しつつ具体的な事業を示した計画です。計画期間は3年間ですが、毎年度事業の評価等を行い、見直しを行います。



行政評価の4つの観点について

- ① **成果重視の行政経営** まちの将来像の実現に向けて、施策・事務事業の達成度や妥当性を測ることにより、成果重視の最適な事業の推進を行います。
- ② **情報公開(説明責任)** 評価結果はホームページを通じて毎年公表することで、事業の透明化を図るとともに説明責任を果たします。
- ③ **健全な財政運営** 評価結果を基に、事業の収支改善や新規事業立案に際してのビルド&スクラップを行うことにより、財政収支の改善を行い、持続可能な行政経営を行います。
- ④ **職員の意識改革** 評価を通じ、目的・成果・コスト意識を持つことにより、行政資源を効率的・効果的に活用する意識の徹底を図ります。多くの職員の主体的な関わりを通じて、職員の行政経営に対するモチベーションを上げていきます。



(1)まちづくりの基本理念

うるま市は、まちづくりの普遍的な方針として、市民憲章を定めています。

【市民憲章】

- すこやかで、心のかよう家庭と、思いやりのあるまちをつくります。
- 自然を生かし、花とみどりに包まれた、きれいなまちをつくります。
- きまりを守り、ものを大切にする、住みよいまちをつくります。
- 働くよるこびと、若い力の育つ、元気なまちをつくります。
- 教養を高め、文化のかおり高い、魅力あるまちをつくります。

本市のまちづくりの基本理念は、市民憲章を踏まえ、

【まちづくりの基本理念】

- 『家庭や地域が絆で結ばれた心豊かなまち』
- 『自然を生かした美しいまち』
- 『人や自然にやさしい住みよいまち』
- 『教養を高め歴史・文化を生かした魅力あるまち』
- 『働く人々と産業に活気がある元気なまち』

とします。



まちづくりの基本理念

(2)うるま市の将来像

まちづくりの基本理念を踏まえ、その方向性や将来の市の姿を簡明・効果的に表現したものとして市の将来像を設定しています。



愛してあります

市民一人ひとりが地域に対して「愛する」気持ちを持つことが、その地域の魅力を高め、豊かにしていきます。また、基本理念（「心豊かなまち」、「美しいまち」、「住みよいまち」、「魅力あるまち」、「元気なまち」）を実現させるためには、家族を愛し、人を愛し、地域を愛し、自然を愛し、歴史・文化を愛することが大切です。

本市に携わるすべての人がうるま市を「愛してあります」といえるようなまちづくりを目指していこうという思いが込められています。

住みよいまち

人と人との温かいつながりのもと、人と自然、そして歴史が共生し、活力に満ちた地域社会を実現することで、だれもが「住みたい・住み続けたい・住んで良かった」と思えるまちづくりを目指していこうという思いが込められています。

うるま市の将来像

まちづくりの基本理念及び将来像を実現するために、次の6つのまちづくりの基本目標を設定します。

基本目標 1

みんなで支えあう 健やかな まちづくり

(保健・医療・福祉分野)

目指す姿

すべての市民が生涯にわたって健康に恵まれ、明るく生き生きとした生活を送ることができるまちを目指します。

また、保健・医療・福祉サービスと地域の支えあいにより、病気や障がい、要介護状態など支援が必要になっても安心して暮らせるまちを目指します。



目指す姿を実現するために

- 市民一人ひとりが健康で、住み慣れた地域で自立して、豊かな生活を送ることができる環境づくりを推進します。
- みんなで困っている人を助け合い、自立を支援する環境づくりを推進します。
- 市民の誰もが安心して暮らしていけるセーフティーネットの充実を図り、誰にでもやさしいまちづくりを推進します。



基本目標 2

子どもが いきいきと育つ まちづくり

(子ども・子育て分野)

目指す姿

充実した子育て環境の中で、未来を担う子ども一人ひとりが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立していけるまちを目指します。

また、夢と希望をもって子どもを産み育てることができ、すべての子どもたちが健やかに育つことを社会全体で応援するまちを目指します。



目指す姿を実現するために

- 待機児童の解消や子育て世帯の相談支援など、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを推進します。
- 子どもと子育て世帯のための健康・保健の充実や子どもの居場所づくりなど、子どもの育ちを見守る環境づくりを推進します。



基本目標 3

まちの活力を 生み出す 産業づくり

(経済分野)

目指す姿

本市の誇る農水産物、歴史・文化、自然環境などの地域資源や地理的特性などを生かし、活力に満ちた経済活動(農水産業、観光、商業、工業など)が展開され、多様な雇用の機会をつくりだすまちを目指します。



目指す姿を実現するために

- 豊かな自然環境や農業基盤を生かした農水産業の振興に向けた取組みを推進します。
- 魅力ある自然環境やエイサー・闘牛・獅子舞等の伝統文化を活用した観光振興を推進します。
- 地域活性化を図るため、企業誘致の推進や地場産業の育成に向けた取組みを推進します。
- 中小企業の振興を図るため、中小企業と行政が連携し、経営の安定・向上に向けた取組みを推進します。



基本目標 4

自然と調和した 快適で暮らしやすい まちづくり

(都市基盤・環境分野)

目指す姿

自然と調和した住環境の整備や計画的な土地利用を推進するとともに、美しい景観と環境に配慮した都市空間の形成を目指します。

併せて、道路や公園、公共交通、上下水道など質の高い都市基盤の整備を進め、安全で快適な暮らしやすいまちを目指します。



目指す姿を実現するために

- 都市基盤の計画的な整備を進めるとともに、効率的・効果的で持続可能なまちづくりを推進します。
- 自然や歴史・文化を生かし、地域住民が主体となった景観づくりを推進します。
- 地球環境に負荷の少ない循環型社会の構築や、海や河川等の水質保全など自然環境の保全を図り、自然環境にやさしいまちづくりを推進します。



基本目標 5

郷土に誇りをもち 未来を拓く 人づくり

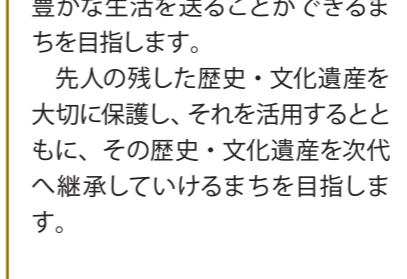
(教育・文化分野)

目指す姿

未来を拓く人材を育成するため、「学校の力」「家庭の力」「地域の力」を発揮し、未来を担う子どもたちが「生きる力」を身に付け、高い志を持つ人づくりを目指します。

また、すべての市民が生涯学習やスポーツを通じ、生きがいのある心豊かな生活を送ることができるまちを目指します。

先人の残した歴史・文化遺産を大切に保護し、それを活用するとともに、その歴史・文化遺産を次代へ継承していけるまちを目指します。



目指す姿を実現するために

- 子どもたちの生きる力の基盤として、「確かな学力」の向上や豊かな心・健やかな体を育み、意欲を育てる教育の充実に向けた取組みを推進します。
- 教育施設・設備などの教育環境整備を推進します。
- 市民のスポーツに対する関心を高め、その普及・振興のため、スポーツ環境の整備を図るとともに、スポーツ団体等の育成に向けた取組みを推進します。
- 文化遺産を次代へ継承するため、伝統文化及び芸能の保存・継承を推進します。



基本目標 6

市民と行政が 一体となった協働による まちづくり

(行財政・コミュニティ分野)

目指す姿

市民の創意と意欲をまちづくりに最大限に生かすため、市民と行政がパートナーとしての役割と責任を果たしながら、個人・地域・行政がお互いを補完し合う、共に築き上げるまちを目指します。



目指す姿を実現するために

- 火災や事故、大規模災害等に対する備えと対策を進め、市民の命を大切にする災害に強いまちづくりを推進します。
- 効率的・効果的な行政サービスの提供を図るため、行政経営マネジメントを推進します。
- 市政情報の積極的な発信と共有を図り、市民の市政への関心を高めるとともに、市民や地域コミュニティと協働によるまちづくりを推進します。



第3章 うるま市の概要

①位置・地勢

うるま市は、総面積が87.02km²(国土地理院2016(平成28)年)で、沖縄本島中部の東海岸に位置し、県都那覇市から約25kmの距離にあります。東に金武湾、南に中城湾の両湾に面しています。

丘陵地の広がる石川地域と金武湾及び中城湾の両湾に接する具志川地域・勝連半島の地勢に加え、東方海上には有人・無人の10の島々があり、伊計島・宮城島・平安座島・浜比嘉島・藪地島の5島は海中道路や架橋によって結ばれています。

また、沖縄本島中部で唯一の有人離島である津堅島があります。



②沿革

貝塚時代から琉球王国時代、明治の琉球処分、太平洋戦争後のアメリカ統治時代、そして本土復帰を果たし沖縄県へと、時代の潮流によって激動の歴史を刻み、平成の市町村大合併によりうるま市が誕生するまでを以下に示します。

琉球史	具志川	石川	勝連	与那城
貝塚時代	貝塚時代のアクセサリーが豊富な「地荒原貝塚」 九州の弥生人との交流が活発であった「宇堅貝塚」	約3,500年前の貝塚が発見された「伊波貝塚」	約3,500年前の土器の文様を彫り込んだ線刻石板が見つかった「平敷屋トウバリ遺跡」	9,000年以上前の土器や骨、貝殻が見つかった「藪地洞穴遺跡」 貝塚時代の人々が暮らす集落であった「仲原遺跡」 「シヌグ堂遺跡」
グスク時代	外側と内側に二重の石垣を持つ輪郭式の「安慶名グスク」が築かれる 具志川間切	「伊波グスク」が築城され、按司は安慶名グスクや勝連グスクに一族を送り、一大勢力となる 越来間切(現沖縄市)に含まれる	12~13世紀頃に「勝連グスク」が築城される活発な海外との交易により発展し、その繁栄は日本の京都や鎌倉に例えられる。 勝連間切	勝連間切に含まれる
第一尚氏王統	1429年 統一国家「琉球王国」の成立			
第二尚氏王統	前期		1458年 護佐丸・阿麻和利の乱で王府に攻められ勝連グスクを落城	
	後期	琉球最古の歌謡集「おもろさうし」(1626年)に「くしかわ」と記載	1666年 越来間切から分割・独立した美里間切に含まれる	1609年 喜安日記に初めて「勝連」の二字が記載 1676年 西原間切として勝連間切から分離・独立、同年平田間切と改称 1687年 平田間切、与那城間切と改称
琉球藩	1872年 明治政府、尚泰を「藩王」、王国を「琉球藩」と設置 1879年 琉球処分			
沖縄県	1908年 沖縄県及び島嶼町村制施行により、具志川間切から具志川村となる	1908年 美里間切から美里村となった一地域に含まれる	1908年 勝連間切から勝連村となる	1908年 与那城間切から与那城村となる
琉球政府	1945年 高江洲市、のち前原市 1946年 具志川村 琉球大学の前身である沖縄文教学校、沖縄外国語学校や農業学校などが続々創設され、沖縄の文教の中心地として発展 1968年 具志川市に昇格	1945年 美里村から分離し石川市誕生 米軍により設置された難民収容所や琉球政府の前身である沖縄諮問委員会や民政府が設置され、沖縄の政治・経済・教育文化の中心地として発展	1945年 高江洲市、のち前原市 1946年 勝連村	1945年 平安座市 1946年 与那城村
沖縄県	1971年 沖縄返還協定調印			
			1980年 勝連町に昇格 1997年 浜比嘉大橋完成 2000年 勝連城跡が「琉球王国のグスク及び関連遺跡群」の一つとして、世界文化遺産に登録	1972年 海中道路完成 1974年 平安座、宮城島間公有水面埋立工事完了 1982年 伊計大橋完成 島々の交通の便が飛躍的に向上 1994年 与那城町に昇格
	2005年 「うるま市」誕生			

③米軍施設・区域等の概況

県内の33箇所ある米軍施設のうち、7箇所がうるま市に所在し、米軍専用施設・区域及び自衛隊基地は、市面積の約7.7%を占めています。



区分	施設・区域名	字名	面積(千㎡)
米軍専用施設・区域	キャンプ・コートニー	昆布、天願、宇堅	1,339
	陸軍貯油施設	栄野比、昆布、天願、川崎	720
	キャンプ・マクトリアス	川崎、西原	379
	嘉手納弾薬庫地区	栄野比、石川山城、石川楚南	1,877
	天願棧橋	昆布	31
	ホワイト・ビーチ地区	勝連平敷屋、勝連内間	1,568
	津堅島訓練場	勝連津堅	16
	計		5,930
自衛隊基地	陸上自衛隊浮原島訓練場	勝連比嘉	254
	海上自衛隊沖縄基地隊	勝連平敷屋	87
	海上自衛隊沖縄基地隊具志川送信所	天願、昆布	169
	陸上自衛隊勝連高射教育訓練場	勝連平敷屋、勝連内間、勝連平安名	192
	計		702
	合計		6,632

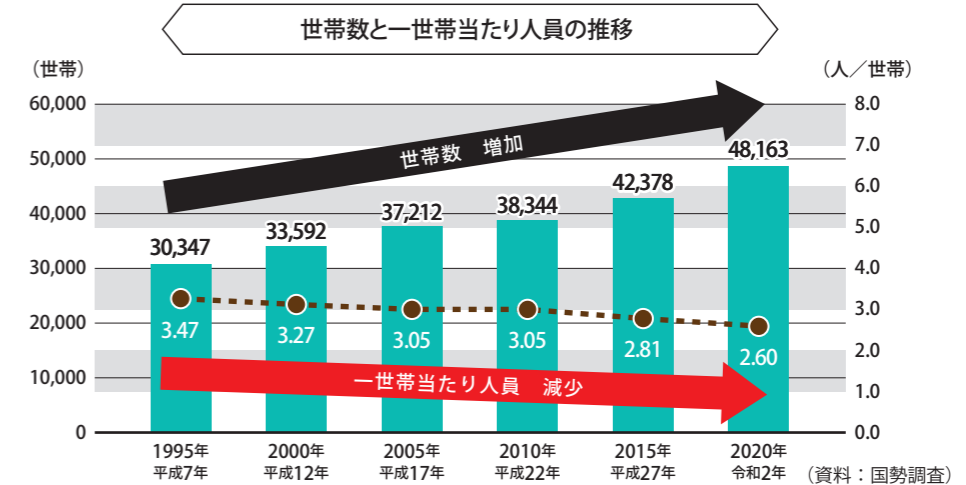
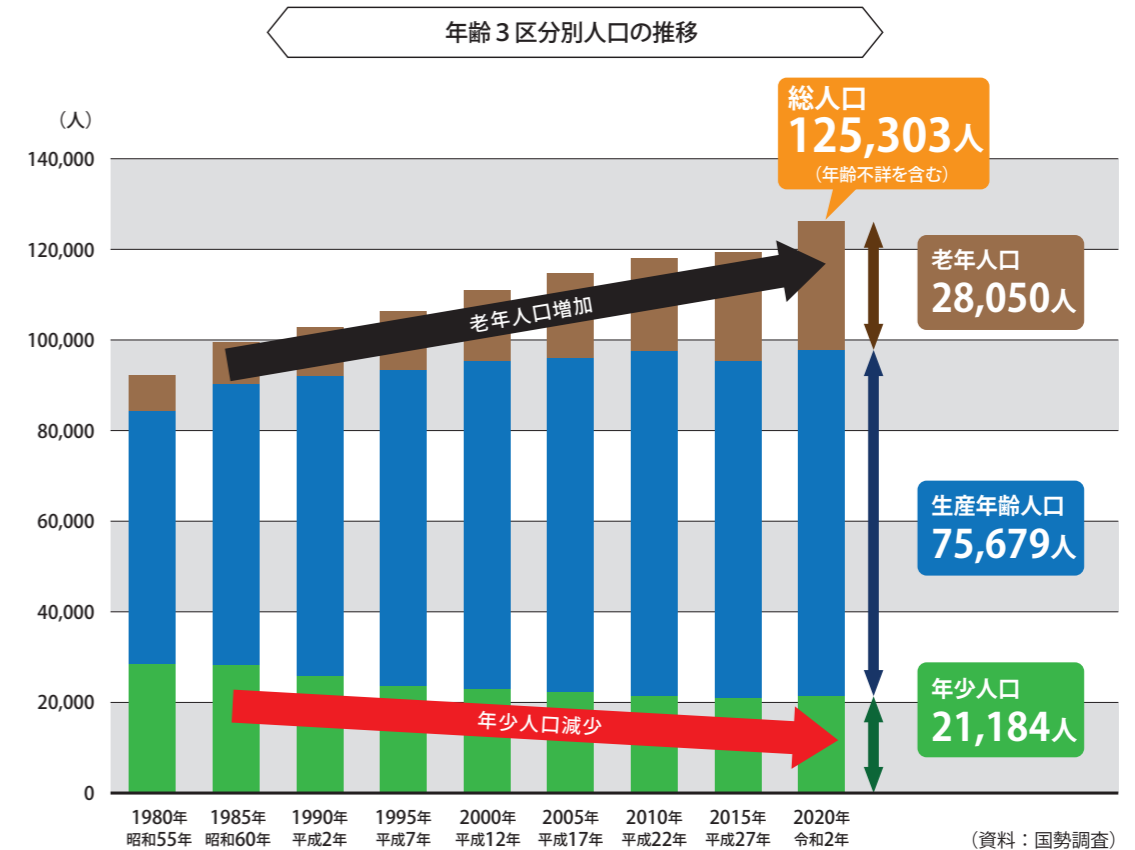
(資料：うるま市市勢要覧2015)

第4章 うるま市の概況

(1)人口構造

うるま市の人口は年々増加しています。年齢3区分別に見ると、年少人口(15歳未満の人口)は長期的には減少傾向にありますが、2020(令和2)年国勢調査では、増加に転じています。生産年齢人口(15歳以上65歳未満の人口)は2015(平成27)年を除いて、増加傾向にあります。老年人口(65歳以上の人口)は全国的な傾向と同様に増加しています。

世帯数については、1995(平成7)年と比較して増加しているものの、一世帯当たりの人員は減少しています。

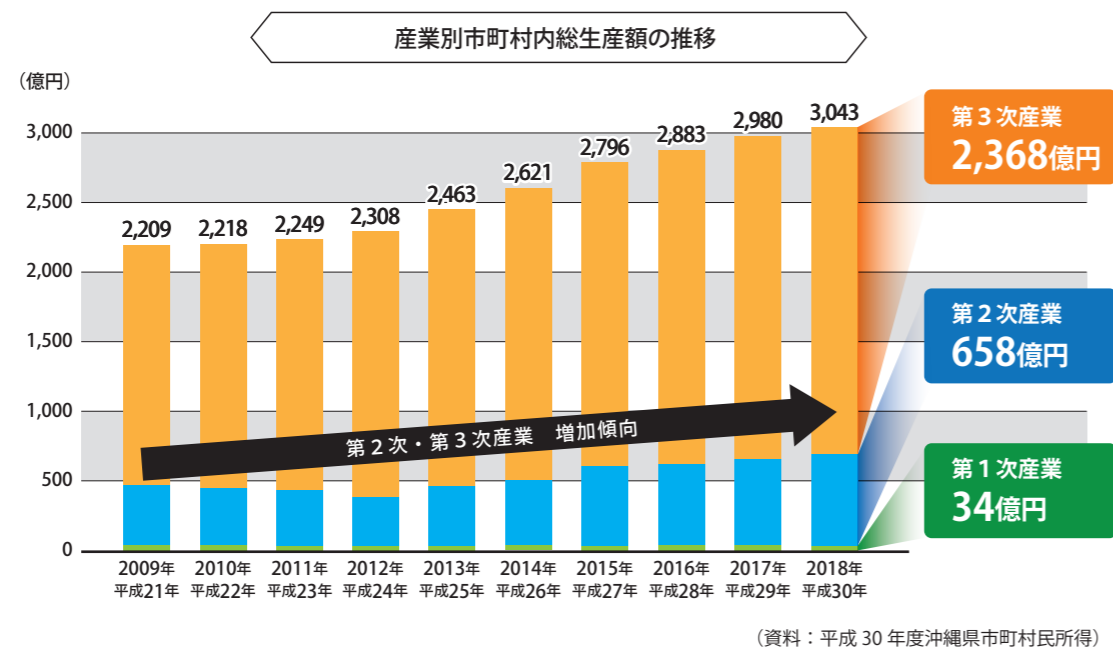
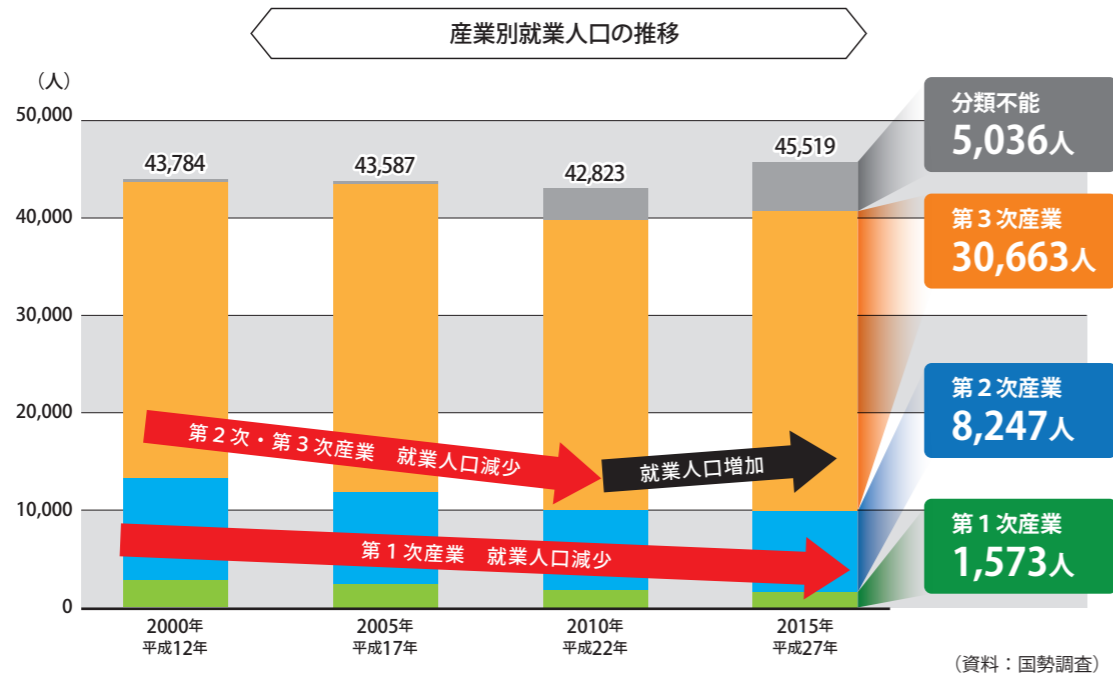


(2) 産業構造

本市の産業別就業人口を見ると、第1次産業については2000(平成12)年から一貫して減少傾向にあります。一方、第2次産業及び第3次産業は2010(平成22)年の国勢調査までは減少傾向にありましたが、2015(平成27)年の国勢調査で増加に転じています。

また、2016(平成28)年の経済センサス活動調査によると、本市にある事業所数は4,368事業所で、従業者数が37,062人となっており、2012(平成24)年と比較すると、事業所数は58事業所(1.3%)減少している一方、従業者数は5,476人(17.3%)増加しています。

本市の産業別市内総生産額の推移を見ると、第1次産業は横ばい、第2次産業及び第3次産業は増加しています。2018(平成30)年度の市内総生産額は約3,043億円で、2009(平成21)年度の約2,209億円と比較すると834億円増加しています。

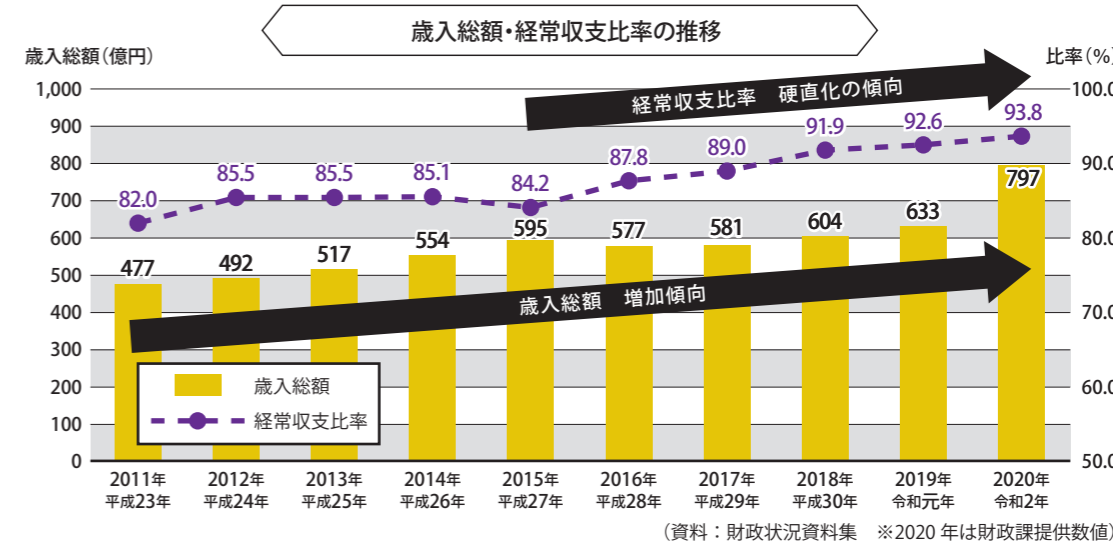
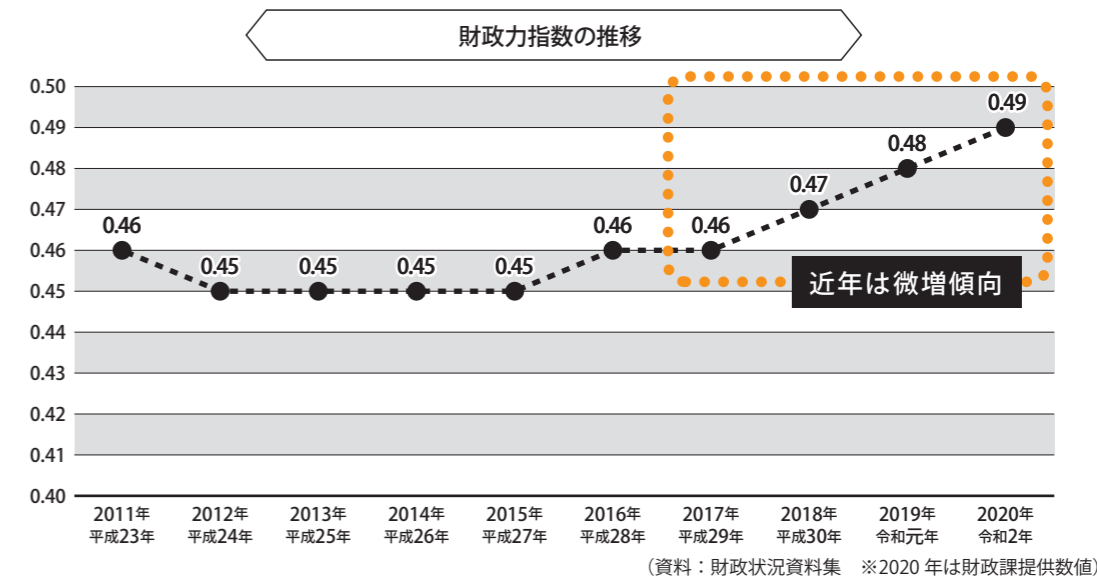


(3) 財政の状況

本市の財政力指数¹は、近年は微増傾向にあり、2020(令和2)年度決算において0.49と、県内11市中7位となっています。

歳入総額は増加傾向にあり、重要な自主財源である市税が年々増加しています。また、待機児童対策を含む子ども・子育て支援施策の強化や沖縄振興特別推進市町村交付金の創設などにより、国県支出金が増加していることが、歳入全体の伸びを支えています。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率²については、2015(平成27)年度までは改善傾向にありましたが、2016(平成28)年度以降は硬直化の傾向にあり、2020(令和2)年度においては、93.8%となっています。



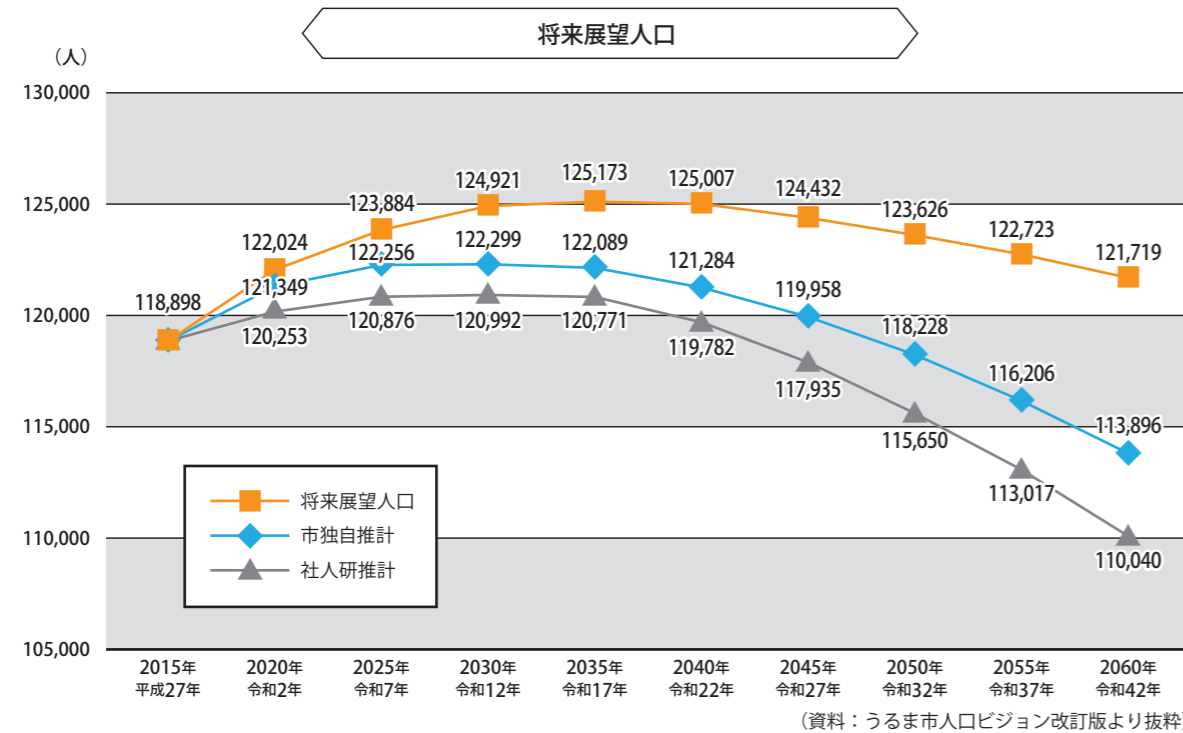
1 財政力指数 地方自治体の財政力を示す指数です。数値が高いほど、自主財源の割合が高く財政状況に余裕があるとされ、基準財政需要額を基準財政収入額で除した数値の過去3か年平均です。

2 経常収支比率 財政構造の弾力性を測定する指標です。低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くなることを示しています。

(1) 総人口

2020(令和2)年3月に策定した「第2次うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲載の「うるま市人口ビジョン改訂版」においては、将来展望人口を2025(令和7)年に123,884人、2060(令和42)年に121,719人としています。

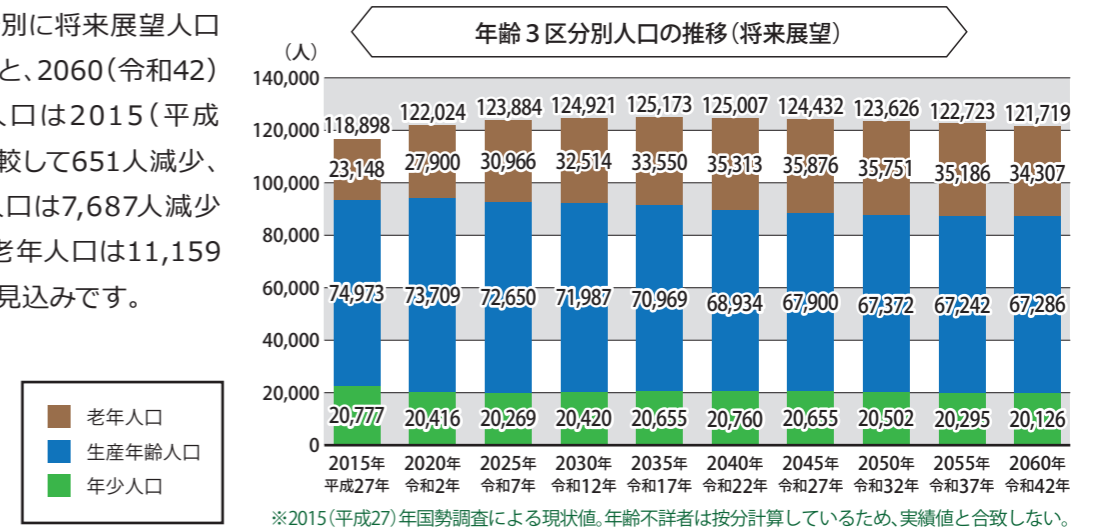
なお、2020(令和2)年国勢調査の人口は125,303人と、同時点での将来展望人口(122,024人)を大きく上回っていますが、後期基本計画における見通しであることを踏まえ、現行の人口ビジョンの将来展望人口を踏襲します。



- ※将来展望人口 合計特殊出生率が2.1まで上昇し、純移動率がマイナスである20～30代の転入・転出数が均衡になると仮定。これに加えて、全体の純移動率が2020(令和2)年から2030(令和12)年までは収束し、2030(令和12)年以降は移動数がゼロになると仮定。
- ※市独自推計 合計特殊出生率は社人研の値を基に過去の実績を考慮して補正した値を用い、純移動率は、2010(平成22)年と2015(平成27)年の住民基本台帳のデータより、中学校区ごとの純移動率を算出し、2035(令和17)年まで純移動率が収束すると仮定。
- ※社人研 「国立社会保障・人口問題研究所」の略。人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う、厚生労働省の政策研究機関。本書に記載の推計は、基本推計(人口封鎖などを仮定しないもの)を使用。

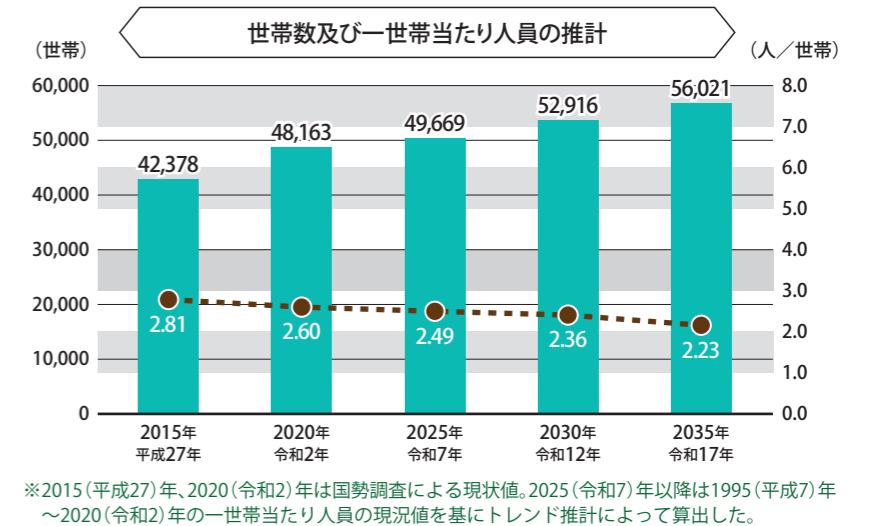
(2) 年齢区分別人口

年齢区分別に将来展望人口を推計すると、2060(令和42)年の年少人口は2015(平成27)年と比較して651人減少、生産年齢人口は7,687人減少する一方、老年人口は11,159人増加する見込みです。



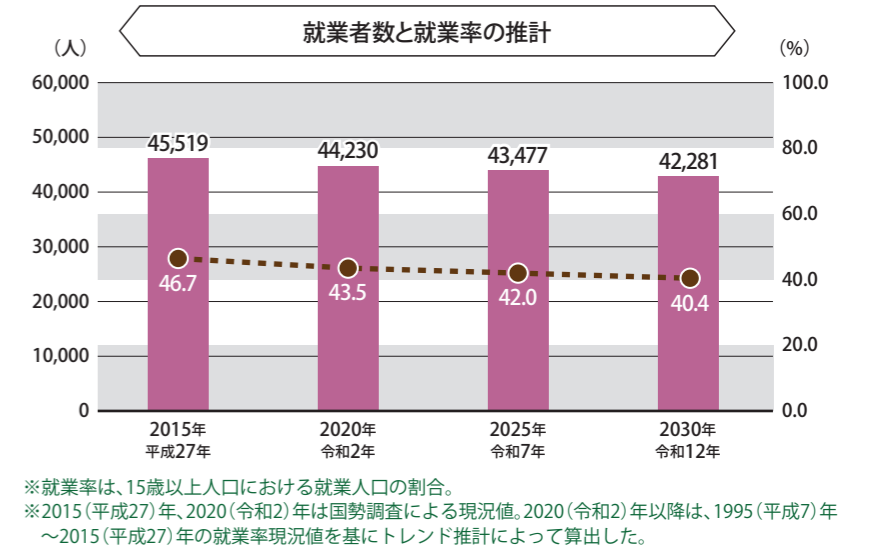
(3) 世帯数

将来世帯数は、単身世帯の増加により、2035(令和17)年には一世帯当たり人員が2.23人まで減少する見通しです。このため、2035(令和17)年の世帯数は56,021世帯となり、2015(平成27)年から比べると13,643世帯増加することが予測されます。



(4) 就業人口

15歳以上人口における就業人口の割合である就業率については、今後高齢化等により低下することが予想され、2030(令和12)年には40.4%となる見通しです。このため、2030(令和12)年の就業人口は約4.2万人となり、2015(平成27)年から約3,200人減少することが予測されます。



市土利用の基本方針

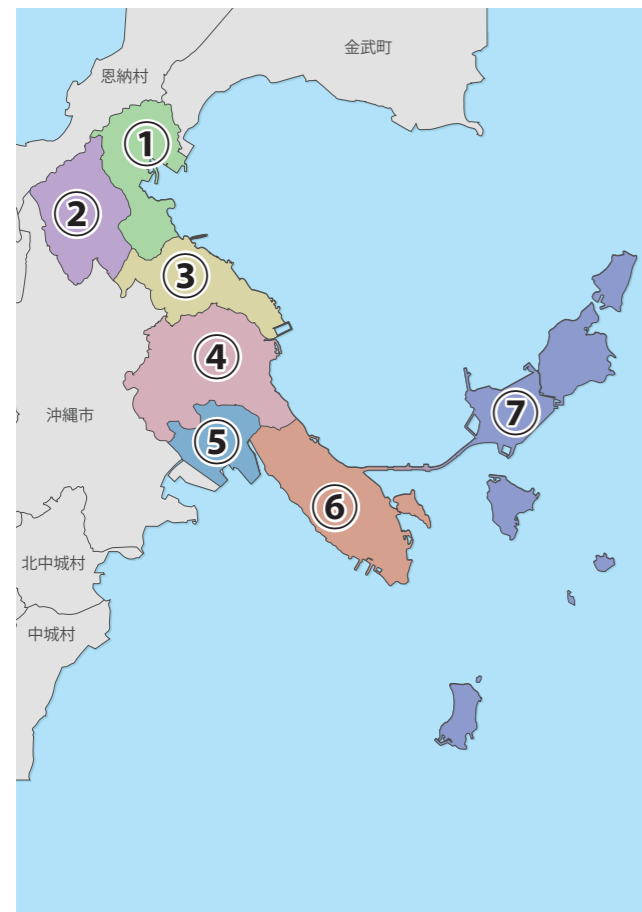
安全で豊かなうるま市を形成する持続可能な土地利用

～人口減少の到来に備え、メリハリのある土地利用を推進～

「適切な市土管理を実現する市土利用」、「自然環境が美しい景観等を保全・再生・活用する市土利用」、「安全・安心を実現する市土利用」の3つを基本方針とし、市土の安全性を高め、持続可能で豊かな市土を形成する市土利用を目指します。

地域別の概要

地域区分は地域の成り立ちや社会的、経済的、文化的諸条件、そして、身近な生活圏における市土の利用の観点から、計7つの地域区分とします。



- ① うるま市北部東地域**
～うるま市北部の市街地と北側に農地が広がるエリア～
- ② うるま市北部西地域**
～丘陵地が多く、自然的土地利用が広がるエリア～
- ③ うるま市中部北地域**
～宅地のほか、農地と防衛用地で構成されるエリア～
- ④ うるま市中部南地域**
～うるま市中部の中心的な市街地であり、宅地が広がるエリア～
- ⑤ うるま市南部臨海地域**
～埋め立て地の工業エリアと県道沿いに開発が進む一方、地区北側に優良農地が広がるエリア～
- ⑥ うるま市東部地域**
～起伏のある地形に宅地と自然的土地利用が共生するエリア～
- ⑦ うるま市島しょ地域**
～農地や山林等自然的土地利用を中心とした島しょエリア～

地域類型別の市土利用の基本方向

1.市街地地域

- 各地域において必要な都市機能の確保を行いつつ、これまでに蓄積された社会資本を効率的に活用・更新することにより質の向上を図る
- 持続可能な都市構造の形成を図り、高齢者や障がい者を含め、誰もが街中を自由に移動して暮らせる連携・集約型のまちづくりを推進
- 既成市街地における再開発や建物等の複合化による土地の高度利用を推進
- 既成市街地の低・未利用地の有効利用、公共交通の利便性の向上
- 集約化した市街地間のネットワークの構築により、複数の機能を有する拠点や周辺の農山漁村地域の相互の機能分担や対流を促進
- 新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先
- 中城湾港新港地区では産業用地需要に伴い新たな土地利用を要する場合、産業基盤の状況を勘案し限定的な市街地の拡大を図る
- 国土強靱化地域計画を策定し、防災・減災に係る諸機能の適正配置やバックアップ体制の整備、主要幹線道路の整備等を進める
- 地域の状況に応じた災害対策の推進
- 新たな都市化に対し、より安全な地域への集約を図るよう誘導
- 健全な水循環の維持又は回復や資源エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい市街地形成を図る
- 世界文化遺産を始めとする歴史を活かした景観や豊かな居住環境、緑地及び水辺空間を活かした身近な自然景観の創出を図る
- 良好なまちなみ景観の形成を図る

2.農山漁村地域

- 優良農地及び農業振興地域農用地区域の保全確保、農用地区域内の遊休農地の利用促進
- 水産業生産環境の維持・改善、6次産業化に向けた2次、3次産業の誘致を促進
- 農業等の生産条件や交通等生活条件が不利な地域の地域活性化を図る土地利用を検討
- 農地と宅地が混在する地域では、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る
- 農業生産活動と生活環境の調和を図る
- 生活機能等の維持が困難になると見込まれる集落では「小さな拠点」の形成を目指す
- 観光エリア周辺における農業、漁業においては、観光客との交流機会の増大や就業機会の創出及び地産地消による農山漁村の経済活動の拡充を図る
- 良好な市土管理の継続、美しい景観の保全・創出を図る
- 農業、漁業の振興を通じて、農山漁村の二次的自然の維持を図る

3.自然維持地域

- 陸域・水辺の保全及び野生生物の生息・生育する多様な自然の確保
- 生態系の状況や地域の実情を踏まえた、他用途への転換の抑制を検討
- 陸域・水辺の保全及び野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保
- 自然環境の適正な利用
- 環境容量を超えた経済活動等によって失われた豊かな自然環境の再生を図る
- 自然を維持すべき地域は自然環境の回復と保護に努める
- 市街地や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取り組みを社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める

利用区分別の市土利用の基本方向

1.農地

- 地域の実情に合わせた効率性の高い生産環境の形成
- 宅地等の用途への転換は農地からの土地利用転換を抑制
- 多面的機能の維持発揮、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進
- 農地の遊休化の防止を促進 等

2.森林

- 自然環境に配慮した適切な整備・保全活動を推進
- 市街地及び集落周辺の残存樹林地は積極的に緑地としての保全及び整備
- 農山漁村集落周辺の森林は地域の活性化のほか自然とのふれあいを求める動きや適正な利用
- 森林資源を生かし、環境に配慮した持続可能な取り組みの推進

3.原野等

- 発生しないよう、市土の適切な維持・管理

4.水面・河川・水路

- 流域における災害の防止等の安全性の確保
- 安定した水供給のための機能維持
- レクリエーションの場としての活用
- 農業用排水路の整備等に要する用地の確保 等

5.道路

- 一般道路の質的な向上
- 地域特性を生かした道路空間の形成を推進
- 既存用地の持続的な利用を推進
- 農道網等に必要用地の確保 等

6.宅地

- 良好な居住環境の形成と合わせた中心市街地や生活拠点等への居住誘導
- 工業用地の適正な立地条件に基づく誘導と集積
- 事務所、店舗等その他の宅地は良好な環境形成に配慮して必要用地確保
- 大規模集客施設や大型リゾート施設の周辺の土地利用と調和した適正な立地誘導 等

7.その他

- 公用公共用施設の整備はより安全な地域への市街地の集約化を促進
- 墓地は可能な限り集約化
- レクリエーション用地は自然環境の保全、計画的な整備と有効利用
- 低・未利用地の積極的な活用
- 沿岸域の長期的視点に立った総合的利用 等

将来都市構造図

うるま市の生活や産業の中心となる拠点及びその拠点間や周辺市町村と連携するための軸・ネットワークを示します。

都市構造の構成要素と概要

点的要素
拠点
うるま市の集約型都市・定住(住みよさ)を牽引する拠点

中心拠点

市の魅力や活力を牽引するまちの顔となる拠点

副拠点

周辺都市と連携し、市の玄関口として機能する賑わいや発展を牽引する拠点

産業拠点

市経済活動、産業振興の中心となる拠点

地域拠点

地域の生活利便性を高める拠点

観光・交流・景観拠点

市シンボルとなり得る観光地や文化、交流、景観の拠点

線的要素

軸

市内外からの主たる往来やひと・ものの流れを推進する軸

都市軸

中心拠点を核として各拠点を結び、都市機能の集積や賑わいを形成する軸
各拠点を結び、本市の一体性を創出する軸

都市骨格軸

産業振興等を見据え、特に活発な人やものの流れを生み出し、都市活動を推進する軸

観光交流軸

観光周遊の基軸。
都市軸と連携しながら、各地域等の連携を確保する軸

- 市街地ゾーン
- 自然・住環境共存ゾーン
- 産業ゾーン
- 軍用地
- 広域ネットワーク・地域連携ネットワーク
- 中部東道路・国道329号沖縄バイパス

第1編

第2編

第3編

基本目標①

基本目標②

基本目標③

基本目標④

基本目標⑤

基本目標⑥

分野横断施策

参考資料

第1編

第2編

第3編

基本目標①

基本目標②

基本目標③

基本目標④

基本目標⑤

基本目標⑥

分野横断施策

参考資料